

第98期定時株主総会 招集ご通知

日時 平成27年6月26日（金曜日）
午前10時（開場 午前9時）
場所 東京都港区芝二丁目32番1号
当社 本社ホール

株式会社 **長谷工 コーポレーション**
(証券コード 1808)

○目次

第98期定時株主総会招集ご通知…………… 1

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件…………… 5
第2号議案 定款一部変更の件…………… 6
第3号議案 取締役7名選任の件…………… 13
第4号議案 監査役1名選任の件…………… 17

添付書類

事業報告

I. 企業集団の現況に関する事項…………… 18
II. 株式に関する事項…………… 31
III. 会社役員に関する事項…………… 33
IV. 会計監査人に関する事項…………… 38
V. 業務の適正を確保するための体制等の整備について
の決議の内容の概要…………… 39

連結計算書類…………… 42

計算書類…………… 46

監査報告書…………… 50

株主総会会場ご案内

証券コード1808
平成27年6月3日

株 主 各 位

東 京 都 港 区 芝 二 丁 目 32 番 1 号
株 式 会 社 **長 谷 工 コーポレーション**
代 表 取 締 役 社 長 辻 範 明

第98期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第98期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、3頁のご案内に従ってお早めに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
（開場 午前9時）

2. 場 所 東京都港区芝二丁目32番1号
当社 本社ホール

3. 目的事項

報告事項

第98期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

(3頁【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください)

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.haseko.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

株主総会参考書類に記載すべき事項、ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容とすべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト (<http://www.haseko.co.jp/>) に掲載いたします。

## 【議決権の行使等についてのご案内】

### (1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

### (2) 議決権行使期限に関するご案内

①郵送による議決権行使は、集計の都合上、株主総会開催日前日（平成27年6月25日（木曜日））の午後5時を期限としておりますので、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、お早めにご返送ください。

②インターネットによる議決権行使は、株主総会開催日前日（平成27年6月25日（木曜日））の午後6時まで受け付けいたしますので、下記(5)をご参照いただき行使されますようお願いいたします。

### (3) 書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットによって、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

### (4) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットによって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

### (5) インターネットによる議決権行使のご案内

#### ① 議決権行使サイトについて

ア. インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotage.jp/>）にアクセスし、ご利用いただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

（「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。）

イ. パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。

ウ. 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用可能であることが必要です。同サービスが利用可能な場合でも、セキュリティ確保のため暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が可能な機種にのみ対応しておりますので、携帯電話の機種によってはご利用いただけない場合がございますのでご了承ください。

- ② インターネットによる議決権行使方法について
- ア. 議決権行使サイト (<http://www.evotage.jp/>) において、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- イ. 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ウ. 「ログインID」および「仮パスワード」は株主総会の招集の都度新しいコードをご通知いたします。また株主総会の招集ご通知をパソコンまたはスマートフォンに電子メールで送信することに同意された株主様につきましては、ご自分の「パスワード」を株主様に変更されるまで継続的にご利用いただくこととなりますので、パスワードの管理には充分ご注意ください。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について  
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合はパケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
- ④ 招集ご通知の受領方法について  
ご希望の株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

以上

システム等に関するお問い合わせ  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
・電話 0120—173—027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主様への利益還元を重要な経営政策として位置付けており、利益配分については、健全な経営基盤を維持するための財務体質の強化と、当期業績並びに中長期的な利益計画を総合的に勘案し安定的な配当を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当としましては、中期経営計画「newborn HASEKO Step Up Plan (略称：NBs計画)」で掲げる「安定した財務基盤を確立するとともに、株主様への利益還元を安定的に行っていく」方針のもと今後の経営環境及び業績見通しを勘案した結果、前期より7円増配し、1株当たり金10円とさせて頂きたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金10円

配当総額 金3,006,117,110円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年6月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

平成26年7月14日に、第1回B種優先株式6,000,000株を取得し、同日消却したことにより、発行済みの優先株式を全て消却いたしました。それに伴い、B種優先株式の発行可能株式総数をはじめとし、優先株式に関する記載を削除するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| (発行可能株式総数)<br>第5条 当社の発行可能株式総数は <u>4億3,400万株とし、このうち4億2,000万株は普通株式、1,400万株はB種優先株式とする。</u>                                                                                                                                                                                               | (発行可能株式総数)<br>第5条 当社の発行可能株式総数は4億2,000万株とする。 |
| (単元株式数)<br>第6条 当社の単元株式数は、 <u>全ての種類の株式において100株とする。</u>                                                                                                                                                                                                                                 | (単元株式数)<br>第6条 当社の単元株式数は、100株とする。           |
| 第2章の2 <u>優先株式</u><br>(無議決権株式)                                                                                                                                                                                                                                                         | (削除)                                        |
| 第12条 <u>優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）は、株主総会において議決権を有しない。</u>                                                                                                                                                                                                                               | (削除)                                        |
| (優先配当)<br>第13条 当社は、第50条に定める剰余金の配当を行うときは、 <u>優先株主または優先株式の登録株式質権者（以下「優先株質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通株質権者」という。）に先立ち、発行価額に100分の10を乗じた金額を、当該事業年度における上限として、発行に際して取締役会で定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を支払うものとする。但し、当該事業年度において、次条に定める優先中間配当金を支払ったときは、その金額を控除した額とする。</u> | (削除)                                        |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>2. <u>B種優先株式の株主（以下「B種株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種質権者」という。）に対して支払う配当金は、第93期事業年度以降、優先配当金の額に達しないとき、その不足額を翌事業年度に限り累積するもの（以下「B種累積未払配当金」という。）とし、B種累積未払配当金は、普通株主または普通株質権者および優先株主または優先株質権者に対する配当金に先立って支払われるものとする。</u></p> | (削除)  |
| <p>3. <u>B種株主またはB種質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当を行わない。但し、第93期事業年度以降、普通株主または普通株質権者が受ける第50条に定める配当金（第51条に定める中間配当を含む。）が優先配当金（優先中間配当金を含む。）を超えるときは、B種株主またはB種質権者に対してこれと等しい配当を行う。</u></p>                                               | (削除)  |
| <p><u>(優先中間配当)</u><br/> 第14条 <u>当社は、第51条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先株質権者に対して普通株主または普通株質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の上限の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める金額（本定款において「優先中間配当金」という。）を支払うものとする。</u></p>                                            | (削除)  |
| <p><u>(残余財産の分配)</u><br/> 第15条 <u>当社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先株質権者に対して普通株主または普通株質権者に先立ち、発行価額相当額を支払う。優先株主または優先株質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。</u></p>                                                                           | (削除)  |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>(取得請求権付株式である第1回B種優先株式の取得(償還請求権))</p> <p>第16条 第1回B種優先株式(以下「1B優先株式」という。)を有する株主(以下「1B優先株主」という。)は、第93期事業年度以降、第116期事業年度までの各事業年度の7月1日から7月31日の間(以下「1B償還請求可能期間」という。)において、直前の事業年度末における繰越利益剰余金が100億円を超えている場合、当該繰越利益剰余金にその他資本剰余金および直前の事業年度に中間配当の支払いを行っている場合にはその金額を加算した金額から、直前の事業年度にかかる中間配当および剰余金の配当の合計額の2倍相当額、もしくは90億円のうちいずれか大きい方の金額、並びに償還請求(本定款において、株主が本定款の定めに従い金銭を対価としてその所有する株式の全部または一部の取得を請求することを「償還請求」という。)がなされた事業年度において、取得(償還請求権の行使または強制償還(本定款において、当社が本定款の定めに従い金銭を対価として株主の所有する株式の全部または一部を取得することを「強制償還」という。)の決定を含む。)を行ったかまたは行う決定を行った1B優先株式の対価の総額を控除した額(以下「1B償還請求限度額」という。)を限度として、1B優先株式の全部または一部の償還請求をすることができる。</p> | (削除)  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>2. <u>1 B 償還請求限度額あるいは1 B 償還請求可能株式数を超えて1 B 優先株主からの償還請求があった場合には、1 B 償還請求可能株式数を上限として1 B 償還請求限度額内で、償還請求された株式数に基づく比例按分（但し、計算の結果生ずる各株主毎の1株未満の端数については切捨てるものとする。以下同様とする。）その他の方法により償還すべき株式を決定する。</u></p>                                                                                                                              | (削除)  |
| <p>3. <u>当社は、償還請求があった場合、各事業年度の1 B 償還請求可能期間満了日から1ヶ月以内に償還の対価を支払うものとする。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                    | (削除)  |
| <p>4. <u>当社は、1 B 優先株主または1 B 優先株式の登録株式質権者（以下「1 B 質権者」という。）に対して、償還の対価として1株につき2,500円にB種累積未払配当金および次項に定める経過配当金相当額を加えた金額を支払うものとする。</u></p>                                                                                                                                                                                            | (削除)  |
| <p>5. <u>経過配当金相当額は、1 B 優先株式の優先配当金の計算における計算式により、償還日（本定款において、取得請求権付株式または取得条項付株式につき当社が金銭を対価として株式を取得した日を「償還日」という。）の属する事業年度の実日数に対する初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。以下同様とする。）の割合で日割計算をした額（円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下同様とする。）とする。なお、経過配当金相当額算出のための日本円TIBOR（6ヶ月物）は、各事業年度の4月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日。以下同様とする。）の日本円TIBOR（6ヶ月物）を用いるものとする。</u></p> | (削除)  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p><u>(取得条項付株式である第1回B種優先株式の取得(強制償還))</u></p>                                                                                                                                                                        | (削除)  |
| <p>第17条 当社は、第93期事業年度以降、第99期事業年度の9月30日までの間いつでも、1B優先株主または1B質権者の意思にかかわらず、取締役会が別に定める日をもって、1B優先株式の全部または一部を強制償還することができる。</p>                                                                                              |       |
| <p>2. 前項の規定により、1B優先株式の一部を強制償還するときには、取締役会は、各株主の所有する株式数に応じた比例按分またはその他の方法により、償還される株式を決定する。</p>                                                                                                                         | (削除)  |
| <p>3. 当社は、1B優先株主または1B質権者に対して、償還の対価として1株につき2,500円にB種累積未払配当金および次項に定める経過配当金相当額を加えた金額を支払うものとする。但し、優先中間配当金を支払った場合には、その額を控除する。</p>                                                                                        | (削除)  |
| <p>4. 経過配当金相当額は、1B優先株式の優先配当金の計算における計算式により、償還日の属する事業年度の実日数に対する初日から償還日までの日数の割合で日割計算をした額とする。なお、経過配当金相当額算出のための日本円TIBOR(6ヶ月物)は、各事業年度の4月1日から9月30日までは4月1日の日本円TIBOR(6ヶ月物)を、10月1日から3月31日までは10月1日の日本円TIBOR(6ヶ月)を用いるものとする。</p> | (削除)  |
| <p><u>(新株の割当を受ける権利等)</u></p>                                                                                                                                                                                        | (削除)  |
| <p>第18条 当社は、優先株主には、新株の割当を受ける権利もしくは新株予約権の割当を受ける権利を与えず、株式無償割当もしくは新株予約権無償割当を行わない。</p>                                                                                                                                  |       |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| <p><u>(取得請求権付株式である優先株式の取得 (転換請求権))</u></p> <p>第19条 優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換 (本定款において、取得と引換えに普通株式を交付することをいう。) を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で優先株式の転換を請求することができる。</p> <p>2. 前項の転換の条件は、転換により交付すべき普通株式の数を、当該転換の請求があった優先株式の発行価額の総額を転換価格で除して得られる数とするものとする。転換価額は当初転換価額を当会社の普通株式の時価を基準として発行に際して取締役会の決議で定める額とし、当該取締役会決議により転換価額の修正および調整の方法を定めることができる。転換により交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わないものとする。</p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |
| <p><u>(取得条項付株式である優先株式の取得 (強制転換))</u></p> <p>第20条 当社は、転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった優先株式を、同期間の末日の翌日 (以下「強制転換日」という。) 以降の取締役会で定める日をもって、取得することと引換えに、優先株式1株の発行価格相当額を強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値 (気配表示を含む。) の平均値 (終値のない日数を除く。) で除して得られる数の普通株式を交付する。平均値の計算は、円未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。この場合、当該平均値が(1)取締役会の決議で定める上限転換価額を上</p>                                                                                        | <p>(削除)</p>             |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>回るときまたは(2)取締役会の決議で定める<br/> <u>下限転換価額を下回るときは、優先株式1<br/> 株当たりの発行価額相当額を(1)の場合は当<br/> 該上限転換価額で、(2)の場合は当該下限転<br/> 換価額で、除して得られる数の普通株式を<br/> 交付する。</u></p>                                                                             |                                                                                                             |
| <p>第21条 (条文省略)<br/> ～<br/> 第25条</p>                                                                                                                                                                                                | <p>第12条 (現行どおり)<br/> ～<br/> 第16条</p>                                                                        |
| <p>(種類株主総会)<br/> 第26条 第22条および第25条の規定は、種類株主総<br/> 会にこれを準用する。<br/> 2. 第11条の規定は、定時株主総会において決<br/> 議する事項が、当該決議のほか、種類株主<br/> 総会の決議を必要とする場合における当該<br/> 種類株主総会にこれを準用する。<br/> 3. 第24条の規定は、会社法第324条第2項に<br/> 定める種類株主総会の決議にこれを準用す<br/> る。</p> | <p>(削除)<br/> <br/> (削除)<br/> <br/> (削除)</p>                                                                 |
| <p>第27条 (条文省略)<br/> ～<br/> 第51条</p>                                                                                                                                                                                                | <p>第17条 (現行どおり)<br/> ～<br/> 第41条</p>                                                                        |
| <p>(除斥期間)<br/> 第52条 金銭による剰余金の配当および中間配当<br/> (優先配当金および優先中間配当金を含む。)<br/> が、支払開始日から満3年を経過しても受<br/> 領がないときは、当会社はその支払義務を<br/> 免れるものとする。</p>                                                                                             | <p>(除斥期間)<br/> 第42条 金銭による剰余金の配当および中間配当<br/> が、支払開始日から満3年を経過しても受<br/> 領がないときは、当会社はその支払義務を<br/> 免れるものとする。</p> |

### 第3号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役大栗育夫、辻 範明、村塚章介、今中裕平、池上一夫、山本正堯、天野公平の7氏が任期満了となり、取締役西野 實氏が退任されますので、あらためて社外取締役2名を含めた取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位及び担当<br>〔重要な兼職の状況〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式の数     |
|-------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1     | おおぐり いくお<br>大栗 育夫<br>(昭和25年5月11日生) | 昭和49年3月 当社入社<br>平成元年10月 同 エンジニアリング事業部都市環境設計室室長<br>同 10年7月 同 参与 エンジニアリング事業部副事業部長<br>同 13年4月 同 参与 エンジニアリング事業部長<br>同 13年6月 同 取締役 エンジニアリング事業部長<br>同 16年6月 同 常務取締役 エンジニアリング事業部長<br>同 17年4月 同 取締役専務執行役員 設計部門・設計部門<br>(関西) 管掌<br>同 18年7月 同 代表取締役専務執行役員 技術管掌<br>同 22年4月 同 代表取締役社長<br>同 26年4月 同 代表取締役会長<br>現在に至る                                                                                              | 普通株式<br>50,220株 |
| 2     | つじ のり あき<br>辻 範明<br>(昭和27年12月10日生) | 昭和50年4月 当社入社<br>同 62年12月 同 大阪建設事業部北大阪支店支店長<br>平成7年11月 同 営業本部土地活用コンサルタント1部部长<br>同 10年7月 同 参与 第一事業部副事業部長<br>同 11年6月 同 取締役 第一事業部長<br>同 15年4月 同 常務取締役 関西営業部門・ライフサポート<br>事業部門・白金プロジェクト担当<br>同 17年4月 同 代表取締役専務執行役員 関西代表 兼 都市<br>再生事業部門 (関西) 管掌<br>同 19年4月 同 代表取締役専務執行役員営業管掌<br>同 22年4月 同 代表取締役副社長 社長補佐 兼 営業管掌<br>同 24年4月 同 代表取締役副社長 社長補佐<br>同 26年4月 同 代表取締役社長<br>現在に至る<br>〔重要な兼職の状況〕<br>(株)長谷工アネシス 代表取締役社長 | 普通株式<br>65,544株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位及び担当<br>〔重要な兼職の状況〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式の数     |
|-------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 3     | むらつか しょうすけ<br>村塚 章介<br>(昭和28年9月8日生)  | 昭和52年4月 当社入社<br>平成6年9月 同 関西支社住宅営業3部長<br>同13年4月 同 参与 関西マンション事業部門第一事業部長<br>同17年4月 同 執行役員 関西営業部門担当<br>同17年6月 同 取締役執行役員 関西営業部門担当<br>同20年4月 同 取締役常務執行役員 関西営業部門・関西開発推進部門・関西都市開発事業部管掌<br>同22年4月 同 取締役常務執行役員 営業部門・開発推進部門管掌<br>同25年4月 同 取締役専務執行役員 営業部門・開発推進部門管掌 兼 関西営業管掌<br>同26年4月 同 取締役専務執行役員 営業管掌<br>同27年4月 同 代表取締役専務執行役員 営業管掌<br>現在に至る<br>〔重要な兼職の状況〕<br>(株)長谷工アーベスト 取締役<br>新日本商業開発(株) 取締役 | 普通株式<br>24,720株 |
| 4     | いま なか ゆう へい<br>今中 裕平<br>(昭和27年7月9日生) | 昭和51年4月 当社入社<br>平成7年7月 同 経理部長<br>同11年6月 同 参与 財務部長<br>同17年4月 同 執行役員 財務部担当<br>同19年6月 同 取締役執行役員 経理部・財務部担当<br>同20年4月 同 取締役常務執行役員 財務経理部・大阪経理部担当<br>同22年4月 同 取締役常務執行役員 経理部・主計部・大阪経理部・財務部・資金管理部担当<br>同23年4月 同 取締役常務執行役員 経理部・主計部・大阪経理部担当 兼 財務部・資金管理部管掌<br>同26年4月 同 取締役常務執行役員 経営管理部門 財務・経理管掌<br>現在に至る                                                                                        | 普通株式<br>10,800株 |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位及び担当<br>〔重要な兼職の状況〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式の数     |
|-----------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 5         | いけ がみ かず お<br>池上 一夫<br>(昭和32年7月21日生)   | 昭和55年3月 当社入社<br>平成11年4月 同 エンジニアリング事業部第1設計室設計部長<br>同 13年4月 同 エンジニアリング事業部第3設計室長<br>同 17年4月 同 参与 設計部門エンジニアリング事業部副事業部長<br>同 20年4月 同 執行役員設計部門エンジニアリング事業部副事業部長<br>同 21年4月 同 執行役員設計部門エンジニアリング事業部長<br>同 23年6月 同 取締役執行役員 設計部門エンジニアリング事業部長<br>同 26年4月 同 取締役常務執行役員 設計部門・関西設計部門管掌<br>現在に至る<br>〔重要な兼職の状況〕<br>(株)フォリス 取締役<br>(株)長谷工設計 取締役 | 普通株式<br>12,000株 |
| 6         | やま もと まさ たか<br>山本 正堯<br>(昭和18年10月11日生) | 昭和43年4月 建設省入省<br>平成7年6月 建設大臣官房審議官(建設産業)<br>同 8年7月 国土庁土地局次長<br>同 10年6月 建設省都市局長<br>同 13年1月 国土交通省政策統括官<br>同 13年7月 同 退職<br>同 13年8月 日本道路公団理事<br>同 17年10月 西日本高速道路(株)専務取締役<br>同 22年6月 同 退任<br>同 23年10月 (公財)自転車駐車場整備センター理事長<br>同 25年6月 当社取締役(現任)<br>同 25年12月 (公財)自転車駐車場整備センター顧問(現任)<br>現在に至る<br>〔重要な兼職の状況〕<br>(公財)自転車駐車場整備センター顧問    | 普通株式<br>300株    |



| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位及び担当<br>〔重要な兼職の状況〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の株式の数  |
|-------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 7     | あまのこうへい<br>天野 公平<br>(昭和23年9月17日生) | 昭和47年3月 (株)三越入社<br>平成10年3月 同 本社経理部管財担当ゼネラルマネージャー<br>同 12年2月 同 本社経理部管財担当ゼネラルマネージャー<br>兼 (株)三越総合ビル管理取締役<br>兼 (株)三越不動産取締役<br>同 14年9月 同 本社不動産管理室長<br>同 16年3月 同 執行役員 管財部長<br>同 17年5月 同 取締役上席執行役員 経営企画部長<br>同 19年2月 同 取締役専務執行役員 百貨店事業本部長<br>同 19年6月 同 代表取締役専務執行役員 百貨店事業本部長<br>同 20年3月 同 代表取締役会長<br>同 20年4月 同 代表取締役会長 兼 (株)三越伊勢丹ホールディングス取締役<br>同 22年3月 同 相談役<br>同 22年6月 (株)三越伊勢丹ホールディングス取締役 退任<br>同 23年3月 (株)三越 退職<br>同 25年6月 当社取締役 (現任)<br>現在に至る | 普通株式<br>300株 |

- (注) 1. 候補者番号6 山本正堯、候補者番号7 天野公平の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 山本正堯氏は、国土交通省の出身で建設産業担当の大臣官房審議官、また政策統括官を経験され、建設不動産に対する高い見識を有されているとともに、業界を監督する経験も豊富であります。また、西日本高速道路(株)の専務取締役として民営化された道路会社の経営運営にあたられ、経営者としても豊富な経験・実績を有しており、当社経営に資するところが大きいと判断されるため、社外取締役候補者としております。
4. 天野公平氏は、(株)三越及び(株)三越伊勢丹ホールディングスの取締役として、消費者を対象としたビジネスの視点を持った企業経営者としての豊富な経験・実績を有しており、当社におけるストックビジネスの強化という経営方針に資するところが大きいと判断されるため、社外取締役候補者としております。尚、当社と(株)三越及び(株)三越伊勢丹ホールディングスの取引は、当社売上高の0.01%以下と僅少であるため、一般株主と利益相反のおそれがない独立性を有していると判断しております。
5. 当社は、山本正堯、天野公平の両氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として同取引所に届け出ております。
6. 山本正堯氏が、当社の取締役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）は、2年間です。
7. 天野公平氏が、当社の取締役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）は、2年間です。
8. 定款に基づき当社が社外取締役山本正堯、天野公平の両氏と締結している責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。両氏が社外取締役に再任され就任した場合には、当社と両氏との間で、当該契約を継続する予定であります。

#### 社外役員の責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役小島昭男氏が任期満了となりますので、あらためて監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであり、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                            | 略歴及び地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式の数    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div><br><br>ちか やま たか ひさ<br><b>近山 隆久</b><br>(昭和32年12月7日生) | 昭和55年3月 当社入社<br>平成11年7月 同 経理部長<br>同 20年4月 同 参与 財務経理部担当<br>同 22年4月 同 経理部・主計部・大阪経理部 統括部長<br>同 25年4月 (株)長谷工アネシス 執行役員 経営管理部門経理担当<br>現在に至る<br>[重要な兼職の状況]<br>(株)生活科学ホールディングス 監査役<br>(株)生活科学運営 監査役<br>ただし、本総会開催の時までに両社の監査役を退任することとなっております。 | 普通株式<br>2,228株 |

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

(添付書類)

## 事業報告

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1-1. 事業の経過及びその成果

##### (1) 当期の概況

当期における国内経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動等がありましたが、企業収益や雇用・所得環境に改善が見られる等、緩やかな回復基調が続いております。

マンション市場において、平成26年度の新規供給戸数は、首都圏で4万4,529戸（前期比19.4%減）、近畿圏で1万9,840戸（同15.0%減）となりました。消費税率引き上げ後、新規供給は低調で、首都圏は平成21年度（3万7,765戸）以来で4万5,000戸を下回り、近畿圏も平成21年度（1万9,094戸）以来で2万戸を下回りました。初月販売率は首都圏で74.6%（同5.2ポイント減）、近畿圏で75.2%（同3.7ポイント減）となりました。また、平成27年3月末の分譲中戸数は、首都圏では平成26年12月末の駆け込み的な供給の影響もあり5,218戸（同36.3%増）、近畿圏で2,266戸（同10.6%増）と共に前年度末を上回りました。供給商品内容は、首都圏の分譲単価と平均価格が717千円/㎡（同1.6%増）、5,088万円（同1.6%増）、近畿圏がそれぞれ538千円/㎡（同6.1%増）、3,642万円（同4.5%増）に上昇しました。

このような中、新中期経営計画「newborn HASEKO Step Up Plan（略称：NBs（エヌ・ビー・エス）計画）」初年度の当期につきましては、建設関連事業においてマンション建築工事が好調に推移した中、優先株式の全額償還の完了と普通株式の配当復活に加え、平成6年以来の直接、市場からの資金調達となる普通社債の発行を実現、さらに単体の受注高も過去最高を達成することができました。

以上の結果、当期における業績は、不動産売上高が減少しましたが、マンション建築工事の施工量増大に伴い完成工事高及び設計監理売上高が増加したことから、売上高は6,422億円（同9.3%増）、主にマンション建築工事の施工量増大及び完成工事総利益率の改善により、営業利益は427億円（同48.1%増）、経常利益は419億円（同64.9%増）、当期純利益は285億円（同15.0%増）の増収増益となりました。営業利益率は6.6%（同1.7ポイント増）、経常利益率は6.5%（同2.2ポイント増）となりました。

## (2) 事業セグメント別の状況

当期より報告セグメントを、従来の「設計施工関連事業」、「不動産関連事業」及び「住宅関連サービス事業」の3区分から、新規の住宅供給等を主なマーケットとする「建設関連事業」、既存の住宅関連等を中心とする「サービス関連事業」及び海外における不動産の開発・販売等を行う「海外関連事業」の3区分に変更しております。

これは、当期から新中期経営計画「NB s計画」をスタートさせたことに伴い、事業セグメントの見直しを行ったことによるものであります。

主な変更点として、従来の「設計施工関連事業」と、主に新築マンションの工事受注に付随する不動産取引等を合わせて「建設関連事業」とし、従来の「住宅関連サービス事業」と、主にエンドユーザー向けビジネスであるマンションの販売受託、不動産の流通仲介、マンションのリノベーション等を合わせて「サービス関連事業」としました。また、その他に含まれていた海外事業を独立させ「海外関連事業」としました。

前期との比較については、前期の数値を変更後の報告セグメントの区分に組替えた数値との比較となっております。

### 建設関連事業

建設関連事業において、建築工事では、労務不足による建築費の上昇の懸念はありますが、マンション建設に特化することによるコスト競争力・商品企画力について事業主からの高い評価を頂いている中で、着工時期の平準化及び物件の大型化等により、受注時の工事採算と当期の完成工事総利益率は共に改善傾向にあります。

分譲マンション新築工事の受注は、首都圏で200戸以上の大規模物件33件を含む91件、近畿圏で200戸以上の大規模物件13件を含む35件、東西合計で126件となりました。また、分譲マンション以外の工事として、PFI方式による建替事業である「公務員宿舍勝島町住宅（仮称）整備事業」（東京都品川区、479戸）、「（仮称）吹田市宮新佐竹台住宅集約建替事業」（大阪府吹田市、240戸）を受注しました。

完成工事につきましては、賃貸住宅等6件を含む計139件を竣工させました。

設計・監理では、56万戸を超える累計施工実績の中で提案してきた企画や技術、ノウハウの蓄積を活用して、マンションの基本性能の充実、可変性の向上、環境・防災性能の確保に積極的に取り組んでおります。

首都圏では、川崎市の高度許可を得たことで、高さ20m規制の土地に高さ約45mの建築を行い高い緑地率と開放感を実現した「ドレッセ二子新地」（川崎市高津区、434戸）が竣工しました。この特例は、敷地全周にわたり敷地境界線から10m以内に建築物を建てない、通常よりも厳しい日影規制等、厳しい設計要件を満たすことに加え、認可保育園や公開空地

における先進の防災設備の設置等が、周辺環境に貢献する計画であると認められたことにより許可されたものであります。

また、新駅設置も予定されている山手線品川駅・田町駅周辺エリアにおいて、超高層制振マンション「品川タワーレジデンス」(東京都港区、125戸)が竣工しました。

近畿圏では、敷地内に保育施設と児童遊園を併設し、「大阪市子育て安心マンション」とミキハウス子育て総研「子育てにやさしい住まいと環境」の同時認定を受けた「ジオ新町」(大阪市西区、382戸)が竣工しました。本物件は、「職住近接」に「育」という概念を加えたライフスタイルの提案と、地域社会への子育てインフラを提供したデザインコンセプトが評価され、2014年度グッドデザイン賞を受賞しました。

また、「CASBEE 堺 建築環境賞」を集合住宅で初めて受賞した「プレイズ堺 光明池」(堺市南区、242戸)が竣工しました。住宅性能表示制度の設計住宅性能評価における省エネルギー対策等級4の取得、防災3点セットの取組み等が評価されました。

マンション分譲では、当期に新たに完成した23物件他の販売及び引渡しを行いました。

以上の結果、当セグメントにおいては、売上高4,877億円(前期比8.5%増)となりました。

当期の主な受注、完成工事及び分譲事業物件は以下のとおりです。

#### 【主な受注工事】

| 名 称               | 所 在     | 規 模  |
|-------------------|---------|------|
| グレースィティ川崎大師河原     | 川崎市川崎区  | 558戸 |
| ザ・レジデンス検見川浜ガーデンズ  | 千葉市美浜区  | 545戸 |
| オーベルグランディオ品川勝島    | 東京都品川区  | 452戸 |
| プラウドシティ塚口 A街区・B街区 | 兵庫県尼崎市  | 834戸 |
| シティテラス神崎川駅前 1街区   | 大阪市淀川区  | 411戸 |
| セントアイナ藤が丘         | 愛知県長久手市 | 291戸 |

#### 【主な完成工事】

| 名 称                    | 所 在     | 規 模  |
|------------------------|---------|------|
| ザ・シーズンズ グランアルト越谷レイクタウン | 埼玉県越谷市  | 435戸 |
| ドレッセ二子新地               | 川崎市高津区  | 434戸 |
| グランセンス吉川美南ステーションコート    | 埼玉県吉川市  | 429戸 |
| ミリカ・テラス                | 大阪府吹田市  | 651戸 |
| ジオ新町                   | 大阪市西区   | 382戸 |
| アルバックス覚王山ブランシェ         | 名古屋市千種区 | 137戸 |

### 【主な分譲物件】

| 物 件 名          | 所 在     | 規 模  |
|----------------|---------|------|
| パークホームズ稲毛小仲台   | 千葉県稲毛区  | 331戸 |
| グレースシア横濱ベイ     | 横浜市中区   | 192戸 |
| フォーチュンスクエア都筑中山 | 横浜市都筑区  | 157戸 |
| メイツブラン長岡京      | 京都府長岡京市 | 217戸 |
| ブランシエラ二条城      | 京都市上京区  | 47戸  |
| セントハート藤が丘      | 愛知県長久手市 | 352戸 |

### サービス関連事業

サービス関連事業において、分譲マンション管理では、受注競争が激しい環境下ではありましたが、新築物件やリプレース物件の受注を着実に積み上げた結果、管理戸数は309,353戸（前期末比2.0%増）となりました。

大規模修繕工事・インテリアリフォームでは、前期の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動がありましたが、当社グループ管理外物件からの情報収集の強化に努めた結果、受注高は358億円（前期比10.5%増）となりました。

賃貸マンション運営管理・社宅管理代行の運営戸数は、アセットマネジメント会社の取引先拡大等により、両事業合計で101,376戸（前期末比7.1%増）となりました。

シニアサービスでは、新規物件の稼働もあり、有料老人ホーム・高齢者向け住宅の稼働数は1,983戸（同5.4%増）となりました。

マンション販売受託では、前期の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動、全体的な販売価格上昇の影響等により、契約戸数・引渡戸数共に減少しました。

不動産流通仲介では、仲介の取扱件数は減少しましたが、リノベーション事業の販売戸数は増加しました。

以上の結果、当セグメントにおいては、売上高1,346億円（前期比7.4%増）となりました。

### 【主な販売受託物件】

| 物 件 名                     | 所 在     | 規 模  |
|---------------------------|---------|------|
| オハナ 八王子オークコート             | 東京都八王子市 | 346戸 |
| オハナ 鶴間ガーデニア               | 神奈川県大和市 | 307戸 |
| グランソシア辰巳の森海浜公園            | 東京都江東区  | 185戸 |
| 阿波座ライズタワーズ フラッグ46（OMPタワー） | 大阪市西区   | 565戸 |
| メイツブラン長岡京                 | 京都府長岡京市 | 217戸 |
| メイツ犬山レジデンス                | 愛知県犬山市  | 89戸  |

## 海外関連事業

ハワイ州オアフ島におきまして、戸建分譲事業の契約戸数・引渡戸数は減少しましたが、東海大学校舎の工事の進捗、為替の影響等により、売上高は増加しました。

以上の結果、当セグメントにおいては、売上高198億円（前期比57.8%増）となりました。

### (3) 当社単独の受注高、売上高及び繰越高の状況

(単位：百万円)

| 区 分  |           | 前期繰越高   | 当期受注高   | 当期売上高   | 次期繰越高   |
|------|-----------|---------|---------|---------|---------|
| 建    | 民間分譲マンション | 317,895 | 424,258 | 350,684 | 391,470 |
|      | 一般        | 18,020  | 20,325  | 16,910  | 21,435  |
| 設    | 土木        | 221     | 1,908   | 1,269   | 860     |
|      | 工事計       | 336,136 | 446,492 | 368,862 | 413,765 |
|      | 業務受託      | 3,427   | 5,196   | 5,161   | 3,462   |
|      | 計         | 339,563 | 451,688 | 374,024 | 417,227 |
| 設計監理 |           | 8,839   | 12,508  | 11,420  | 9,926   |
| 小計   |           | 348,402 | 464,195 | 385,444 | 427,153 |
| 不動産  |           | —       | —       | 73,512  | —       |
| 貸室営業 |           | —       | —       | 1,237   | —       |
| 合計   |           | —       | —       | 460,193 | —       |

## 1-2. 資金調達等についての状況

### (1) 資金調達

当社グループの主な資金調達につきましては、金融機関より平成27年3月に110億円をシンジケーション方式のタームローン契約による借入を行いました。あわせて金融機関と設定している総額630億円のコミットメントライン契約を平成27年1月に契約の変更を行い、平成30年4月が最終返済期限となる契約期限の延長をいたしました。当期末の借入金残高は1,132億円となっております。

また、平成26年11月に第9回無担保普通社債100億円（償還期限：平成31年11月5日）を発行いたしました。

### (2) 設備投資の状況

当期において実施した当社グループの設備投資の総額は70億円であり、セグメント別の状況は以下のとおりであります。

建設関連事業においては、賃貸用資産の取得を中心に34億円の投資を行いました。

サービス関連事業においては、高圧一括受電サービス用設備を中心に35億円の投資を行いました。

海外関連事業においては、重要な設備投資は行っておりません。

また、所要資金は、自己資金及び借入金によっております。

## 1-3. 財産及び損益の状況

### 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分               | 第 95 期<br>(平成24年)<br>(3 月 期) | 第 96 期<br>(平成25年)<br>(3 月 期) | 第 97 期<br>(平成26年)<br>(3 月 期) | 第 98 期<br>(平成27年)<br>(3 月 期) |
|-------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 売上高<br>(百万円)      | 500,929                      | 558,919                      | 587,571                      | 642,167                      |
| 経常利益<br>(百万円)     | 18,199                       | 19,976                       | 25,405                       | 41,889                       |
| 当期純利益<br>(百万円)    | 11,242                       | 13,064                       | 24,830                       | 28,542                       |
| 1株当たり当期純利益<br>(円) | 7.05                         | 8.34                         | 81.36                        | 94.64                        |
| 総資産<br>(百万円)      | 467,075                      | 460,864                      | 457,408                      | 476,914                      |
| 純資産<br>(百万円)      | 101,996                      | 113,805                      | 119,472                      | 144,089                      |
| 1株当たり純資産<br>(円)   | 40.76                        | 51.98                        | 346.17                       | 478.45                       |



## 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                    | 第 95 期<br>(平成24年)<br>(3 月 期) | 第 96 期<br>(平成25年)<br>(3 月 期) | 第 97 期<br>(平成26年)<br>(3 月 期) | 第 98 期<br>(平成27年)<br>(3 月 期) |
|------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 受 注 (百万円)<br>高         | 280,561                      | 286,397                      | 363,082                      | 464,195                      |
| 売 上 (百万円)<br>高         | 368,044                      | 411,436                      | 422,221                      | 460,193                      |
| 経 常 利 (百万円)<br>益       | 14,644                       | 14,540                       | 18,018                       | 34,714                       |
| 当 期 純 利 益 (百万円)        | 11,078                       | 15,953                       | 18,848                       | 24,460                       |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 6.94                         | 10.27                        | 61.47                        | 81.06                        |
| 総 資 産 (百万円)            | 390,012                      | 386,035                      | 349,270                      | 363,019                      |
| 純 資 産 (百万円)            | 95,815                       | 107,248                      | 105,687                      | 115,908                      |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円)     | 36.75                        | 47.73                        | 301.00                       | 385.57                       |

- (注) 1. 記載金額は単位未満を四捨五入して表示しております。また、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
2. 企業集団における1株当たり純資産は、期末純資産額から「発行済優先株式数×発行価額」及び第1回B種優先株式に係る優先配当金、並びに少数株主持分を控除した金額を、期末発行済普通株式数より自己株式数を控除した数値で除して算出しております。なお、平成25年10月1日付で普通株式及び第1回B種優先株式5株を1株の割合で併合したため、第97期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。
3. 当社における1株当たり純資産は、期末純資産額から「発行済優先株式数×発行価額」及び第1回B種優先株式に係る優先配当金を控除した金額を、期末発行済普通株式数より自己株式数を控除した数値で除して算出しております。なお、平成25年10月1日付で普通株式及び第1回B種優先株式5株を1株の割合で併合したため、第97期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。

#### 1-4. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、東京オリンピックに向けて労務費の上昇、建設技能労働者の減少、為替相場・金利の動向など、多くの懸念要素があるものの、平成24年の政権交代以降大胆な金融緩和政策への期待から、株式市場も回復する等、景気の先行きは明るさを取り戻しつつあると認識しております。

マンション市場では、平成27年度の新規供給戸数は、首都圏で5万戸以上、近畿圏でも2万戸以上の供給が可能な材料は整っています。郊外地域ではマンション価格の上昇もあって、慎重に供給が行われる傾向が継続するものの、都心部では好調な販売状況を背景に供給戸数が増加する可能性が高いことから、首都圏では4万5,000戸、近畿圏でも2万戸を上回る供給が行われると予測しています。

また、需要者マインドも株価・景気の回復、平成27年春闘でのベースアップなどを背景に改善しはじめ、販売状況も改善、順調に推移すると思われれます。

当社グループは、NB s 計画の初年度となる平成27年3月期において、足下の新築分譲マンション工事の受注環境の好調さに支えられ、NB s 計画における計画最終年度（平成29年3月期）の数値目標を上回る連結経常利益となりました。しかしながら、NB s 計画では、建設関連事業とサービス関連事業の両方に軸足をおく経営を確立することを目指しており、引き続き安定的な収益基盤を持つ体制づくりを進めてまいります。

NB s 計画の概要は以下の通りとしております。

経営計画名：「newborn HASEKO (略称：NB計画)」

計画期間と位置付け：計画期間を平成27年3月期より6年間として、前半3年間を「Step Up」期間、後半3年間を「Jump Up」期間と位置付け、再生完了「新生・長谷工」として再誕・躍進を目指します。

前半3年間は新中期経営計画「newborn HASEKO Step Up Plan (略称：NB s (エヌ・ビー・エス) 計画)」と称して、具体的には、以下の6点を掲げております。尚、将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

- (1) 新規の住宅供給等を主なマーケットとする建設関連事業と既存の住宅関連等を中心とするサービス関連事業の両方に軸足をおく経営を確立すること。

建設関連事業においては、新築分譲マンション工事受注における適正利益を確保します。

サービス関連事業においては、収益の拡大と都市居住生活者の信頼に応える企業体の実現を目指します。

- (2) グループ連携を深化させ、都市居住生活者の信頼に応える企業体を実現すること。

近い将来、首都圏の世帯数が減少に転じると予測される中、サービス関連事業の確立を一

段と強力に推進させる観点から、グループ事業の連携と都市居住生活者からの更なる信頼獲得に取り組んでいきます。

- (3) 安全・安心で快適な集合住宅を提供すること。
  - ・次世代生産システムの開発・構築（IT技術の活用、工業化推進など）
  - ・次世代マンションの開発・展開（省エネ・環境関連技術など）
  - ・高齢者向け集合住宅、賃貸マンションの生産技術の具体案件での検証・展開
  - ・改修技術開発の更なる強化
- (4) 飛躍に向けた安定した財務基盤を確立すること。
  - ・利益分配については、安定的な株主還元の継続、成長戦略投資、有利子負債の削減にバランスよく配分
  - ・自己資本と負債の構成比を意識しつつ、期間利益の積上げによる自己資本の拡充を図り、「飛躍に向けた安定した財務基盤の確立」
- (5) 中長期的な視点を踏まえた新たな取組みへ挑戦すること。
  - ・サービス関連事業を起点とした国内主要都市への事業エリア拡大の可能性を追求
  - ・海外における長谷工グループの事業基盤構築への取組み
- (6) 実効性の高いガバナンス・内部統制の確立に向け注力すること。
  - ・外部からの客観的・中立の経営監視機能として、過半数の社外監査役を含む監査役会による監視と、社外取締役を取締役会に加えることによる取締役会の活性化と経営の監視機能の強化を推進
  - ・コンプライアンス、品質（ISO9001）、環境（ISO14001）、情報セキュリティ、個人情報保護の体制の継続的な維持・強化
  - ・グループ一体となった経営体制の強化とそれを担う人材の育成
  - ・女性社員の積極的な活用を推進

以上の取組みにより、NBs計画における計画最終年度（平成29年3月期）の数値目標としましては、連結経常利益350億円、単体経常利益230億円としております。

当社グループは、株主の皆様をはじめ、取引金融機関などご支援頂いている皆様や、お取引先、お客様の支えにより、長期間を要した再建をようやく果たすことができました。これからも皆様への感謝の気持ちを忘れずに、社会に必要とされ、「いい暮らしを、創る。」住まいのオンリーワングループを目指してまいります。

## 1-5. 主要な事業セグメント

### (1) 建設関連事業

建築・土木その他建設工事全般に関する請負及び建設事業に附帯する業務受託並びに建築物の企画・設計・監理及びコンサルティング、不動産販売等

### (2) サービス関連事業

不動産賃貸、建物管理、賃貸管理、シニアサービス、印刷関連事業、販売受託、流通仲介、リノベーション等

### (3) 海外関連事業

戸建分譲事業等

## 1-6. 主要拠点等 (1) 主要な営業所

### 当 社

本社：東京都港区芝二丁目32番1号  
 関西：大阪市中央区平野町一丁目5番7号  
 埼玉支店（さいたま市大宮区）、横浜支店、名古屋支店、  
 京都支店

(株)ハセック

本社（東京都港区）、関西支店（大阪市中央区）

(株)フォリス

本社（東京都大田区）

不二建設(株)

本社（東京都港区）、関西支社（大阪市中央区）

(株)長谷工アーベスト

本社（東京都港区）、関西（大阪市中央区）、名古屋支店

(株)長谷工リアルエステート

本社（東京都港区）、関西支社（大阪市中央区）、  
 店舗（東京都大田区・板橋区、埼玉県川口市、横浜市栄区、  
 大阪市都島区、兵庫県西宮市、京都市中京区、  
 名古屋市中区 他）

(株)長谷工インテック

本社（東京都港区）、関西（大阪市中央区）、名古屋支店

(株)長谷工アネシス

本社（東京都港区）、関西（大阪市中央区）

(株)長谷工コミュニティ

本社（東京都港区）、関西支社（大阪市中央区）、  
 東京西支店（東京都中野区）、横浜支店、  
 北関東支店（さいたま市大宮区）、  
 東関東支店（千葉市美浜区）、  
 大阪南支店（大阪市浪速区）、神戸支店、京都支店、  
 名古屋支店、九州支店（福岡市博多区）他

(株)長谷工スマイル

コミュニティ

本社（東京都港区）、東京南支店（東京都大田区）、  
 東京北支店（東京都足立区）、静岡支店（静岡県沼津市）、  
 関西支店（大阪市中央区）他

(株)長谷工コミュニティ九州

本社（福岡市博多区）、北九州支店、久留米支店、  
 熊本支店、沖縄支店（沖縄県那覇市）、鹿児島営業所

(株)長谷工リフォーム

本社（東京都港区）、関西支店（大阪市中央区）、  
 店舗（東京都中野区・江戸川区、さいたま市大宮区、  
 横浜市西区、相模原市中央区、千葉県浦安市・船橋市、  
 大阪市中央区、神戸市中央区、京都市下京区 他）

(株)長谷工ライブネット

本社（東京都港区）、関西支社（大阪市中央区）、  
 名古屋支店、福岡支店、仙台支店

(株)センチュリーライフ

本社（東京都港区）  
 センチュリーシティ大宮公園（さいたま市見沼区）、  
 センチュリーシティ都島（大阪市都島区）他

(株)生活科学運営

本社（東京都港区）  
 ライフ&シニアハウス井草（東京都杉並区）、  
 ライフ&シニアハウス千里中央（大阪府豊中市）、  
 ライフ&シニアハウス千種（名古屋市中区）他

(株)長谷工システムズ

本社（東京都港区）、大阪支店

## (2) 従業員の状況

| 事業の種類別セグメントの名称 | 従業員数   | 前期末比増減 |
|----------------|--------|--------|
| 建設関連事業         | 2,469名 | —名     |
| サービス関連事業       | 2,835  | —      |
| 海外関連事業         | 75     | —      |
| 合計             | 5,379  | +191   |

- (注) 1. 従業員数は就業人員数を記載しております。  
2. 上記のうち、当社の従業員数は2,146名であります。  
3. 上記のほか、主要な人員として、非連結子会社の従業員がサービス関連事業で就業しております。  
4. 当期から事業の種類別セグメントを変更しましたので、前期末比増減は記載しておりません。

## 1-7. 重要な子会社の状況

| 名 称                           | 出 資 比 率<br>% | 主 要 な 事 業 内 容            |
|-------------------------------|--------------|--------------------------|
| (株) ハ セ ッ ク                   | 100          | 建築資材・機器の販売・代理店業務         |
| (株) フ オ リ ス                   | 100          | 内装インテリアの製造・販売            |
| 不 二 建 設 (株)                   | 91           | 総合建設業、宅地建物取引業            |
| (株) H C 綾 瀬 川 住 宅             | 90(10)       | 「財務省公務員宿舍綾瀬川住宅事業」における事業主 |
| (株) H C 小 金 井 住 宅             | 90(10)       | 「財務省公務員宿舍小金井住宅事業」における事業主 |
| (株) H C 勝 島 町 住 宅             | 90(10)       | 「財務省公務員宿舍勝島町住宅事業」における事業主 |
| (株) 長 谷 工 ア ネ シ ス             | 100          | 住宅関連サービス事業会社の経営管理        |
| (株) 長 谷 工 コ ミ ュ ニ テ ィ         | 100(100)     | 分譲マンションの管理・修繕            |
| (株) 長 谷 工 ス マ イ ル コ ミ ュ ニ テ ィ | 99.76(99.76) | 分譲マンションの管理・修繕            |
| (株) 長 谷 工 コ ミ ュ ニ テ ィ 九 州     | 100(100)     | 分譲マンションの管理・修繕            |
| (株) 長 谷 工 ラ イ ブ ネ ッ ト         | 100(100)     | 賃貸マンションの管理・仲介            |
| (株) 長 谷 工 ビ ジ ネ ス プ ロ ク シ ー   | 100(100)     | 社宅管理代行                   |
| (株) 長 谷 工 リ フ ォ ー ム           | 100(100)     | マンションの大規模修繕、内装リフォーム      |
| (株) 長 谷 工 ア ー ベ ス ト           | 100          | 新築分譲マンションの販売受託           |
| (株) 長 谷 工 リ ア ル エ ス テ ー ト     | 100          | 不動産の仲介                   |
| (株) 長 谷 工 イ ン テ ッ ク           | 100          | インテリア商品の販売               |
| (株) セ ン チ ュ リ ー ラ イ フ         | 100(100)     | 有料老人ホームの運営・介護保険事業        |
| (株) 生 活 科 学 ホ ー ル デ ィ ン グ ス   | 99.91(99.91) | 有料老人ホームの運営等子会社の管理        |
| (株) 生 活 科 学 運 営               | 99.91(99.91) | 有料老人ホームの運営・介護保険事業        |
| (株) 長 谷 工 シ ス テ ム ズ           | 100(100)     | 印刷、オフィス用品レンタル            |
| HASEKO America, Inc.          | 100          | ハワイにおける宅地建物取引業           |

- (注) 1. 議決権比率の( )内は、間接所有割合で内数であります。  
 2. (株)長谷工MMH及び(株)長谷工MMBは平成26年4月1日をもって、吸収合併により消滅しており、(有)オーク・デベロップメントは平成26年6月30日をもって、清算終了いたしました。

上記の重要な子会社21社を含む連結子会社は46社、持分法適用関連会社は2社であります。当期においては、売上高6,422億円(前期比9.3%増)、経常利益419億円(同64.9%増)、当期純利益285億円(同15.0%増)となりました。

1-8. 主要な借入先及び借入額

| 借 入 先                     | 借 入 金 残 高 |
|---------------------------|-----------|
|                           | 百万円       |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行         | 26,293    |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 24,979    |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社   | 18,376    |
| 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 8,610     |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行       | 8,002     |
| み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社     | 6,420     |

(注) 主力取引金融機関（株式会社りそな銀行、株式会社みずほ銀行、三井住友信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、株式会社三井住友銀行）と総額630億円のシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。なお、当期末における借入実行残高はございません。

II. 株式に関する事項

|               |              |                   |
|---------------|--------------|-------------------|
| 2-1. 発行可能株式総数 |              |                   |
| 普通株式          | 420,000,000株 |                   |
| B種優先株式        | 14,000,000株  |                   |
| 2-2. 発行済株式の総数 |              |                   |
| 普通株式          | 300,611,711株 | （自己株式182,686株を除く） |
| 2-3. 株主数      |              |                   |
| 普通株式          | 46,831名      |                   |



## 2-4. 大株主の状況

| 株 主 名                                                                                  | 持 株 数  | 持株比率 |
|----------------------------------------------------------------------------------------|--------|------|
|                                                                                        | 千株     | %    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                                                | 21,342 | 7.09 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                                                              | 18,513 | 6.15 |
| M S C O C U S T O M E R S E C U R I T I E S                                            | 13,719 | 4.56 |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行                                                                      | 12,609 | 4.19 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）                                                             | 10,813 | 3.59 |
| S T A T E S T R E E T B A N K<br>A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 2 2 5             | 7,265  | 2.41 |
| 住 友 不 動 産 株 式 会 社                                                                      | 7,152  | 2.37 |
| N O R T H E R N T R U S T C O . ( A V F C )<br>R E 1 5 P C T T R E A T Y A C C O U N T | 6,990  | 2.32 |
| C B N Y - G O V E R N M E N T O F N O R W A Y                                          | 6,546  | 2.17 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                                                                      | 6,305  | 2.09 |

- (注) 1. 持株比率は、自己株式182,686株を控除して計算しております。  
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の持株数は、全て信託持分となっております。

## 2-5. 特定の者から買受けた株式

平成26年7月14日

| 売 主          | 株 式 の 種 類     | 株 式 の 数    | 取得価額の総額      |
|--------------|---------------|------------|--------------|
| 株式会社りそな銀行    | 第1回B種<br>優先株式 | 2,192,000株 | 5,513,187千円  |
| 株式会社みずほ銀行    | 第1回B種<br>優先株式 | 1,696,000株 | 4,265,677千円  |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 第1回B種<br>優先株式 | 2,112,000株 | 5,311,976千円  |
| 合 計          |               | 6,000,000株 | 15,090,840千円 |

### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### 3-1. 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 地 位             | 氏 名       | 担 当                   | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                 |
|-----------------|-----------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役<br>会 長    | 大 栗 育 夫   |                       |                                                                                                 |
| 代表取締役<br>社 長    | 辻 範 明     |                       |                                                                                                 |
| 代表取締役<br>専務執行役員 | 西 野 實     | 経営企画部門・経営管理<br>部門管掌   | (株)長谷工アネシス 代表取締役社長                                                                              |
| 取 締 役<br>専務執行役員 | 村 塚 章 介   | 営業管掌                  | (株)長谷工アーベスト 取締役<br>新日本商業開発(株) 取締役                                                               |
| 取 締 役<br>専務執行役員 | 嶋 田 盛 雄   | 建設部門管掌                | (株)ハセック 代表取締役社長<br>(株)フォリス 取締役<br>(株)長谷工ナヴィエ 取締役<br>(株)長谷工リフォーム 取締役<br>(株)K A I 建築環境コンサルタンツ 取締役 |
| 代表取締役<br>常務執行役員 | 吉 田 隆 一 郎 | 都市開発部門管掌              |                                                                                                 |
| 取 締 役<br>常務執行役員 | 今 中 裕 平   | 経営管理部門財務・経理<br>管掌     |                                                                                                 |
| 取 締 役<br>常務執行役員 | 北 村 欣 一   | 関西建設部門管掌 兼 関<br>西代表   | (株)長谷工テクノ 取締役                                                                                   |
| 取 締 役<br>常務執行役員 | 池 上 一 夫   | 設計部門・関西設計部門<br>管掌     | (株)フォリス 取締役<br>(株)長谷工設計 取締役                                                                     |
| 取 締 役<br>常務執行役員 | 谷 淳 一     | 関西営業部門・関西開発<br>推進部門管掌 | (株)長谷工アーベスト 取締役<br>(株)長谷工リアルエステート 取締役                                                           |
| 取 締 役<br>常務執行役員 | 常 松 豪     | 技術推進部門管掌 兼 技<br>術研究所長 | (株)フォリス 取締役                                                                                     |
| 取 締 役<br>常務執行役員 | 平 野 富 士 雄 | 営業部門・開発推進部門<br>管掌     | (株)長谷工リアルエステート 取締役<br>(株)ハセック 取締役                                                               |
| 取 締 役           | 山 本 正 堯   |                       | (公財)自転車駐車場整備センター 顧問                                                                             |
| 取 締 役           | 天 野 公 平   |                       |                                                                                                 |
| 常勤監査役           | 小 島 昭 男   |                       |                                                                                                 |
| 常勤監査役           | 鈴 木 幸 一   |                       |                                                                                                 |
| 監 査 役           | 上 條 克 彦   |                       | 帝京大学及び同大学大学院教授<br>(株)バンダイナムコホールディングス<br>社外監査役                                                   |
| 監 査 役           | 福 井 義 高   |                       | 青山学院大学大学院教授                                                                                     |
| 監 査 役           | 磯 田 光 男   |                       | 弁護士法人三宅法律事務所弁護士                                                                                 |

- (注) 1. 平成26年6月27日開催の第97期定時株主総会において、あらたに取締役として平野富士雄が、監査役として福井義高及び磯田光男が、それぞれ選任され、就任いたしました。
2. 同定時株主総会終結の時をもって取締役長谷川厚、監査役内川治哉及び中道正彦が退任いたしました。
3. 取締役山本正堯及び天野公平は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役上條克彦、福井義高及び磯田光男は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 当社は、社外取締役、山本正堯、天野公平及び社外監査役、上條克彦、福井義高、磯田光男を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して届け出を行っております。
6. 当社は、(公財)自転車駐車場整備センター、帝京大学及び同大学大学院、(株)バンダイナムコホールディングス、青山学院大学ならびに弁護士法人三宅法律事務所との間には開示すべき関係はありません。
7. 監査役小島昭男は、29年間当社の経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役上條克彦は、税理士となる資格(税理士法第3条第1項第2号に該当)を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 監査役福井義高は、青山学院大学大学院の会計制度・情報の経済分析の教授であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
10. 取締役兼任以外の執行役員は次のとおりであります。

| 地 位    | 氏 名     | 担 当                              |
|--------|---------|----------------------------------|
| 常務執行役員 | 田 子 直 史 | 開発推進部門担当                         |
| 常務執行役員 | 原 口 義 典 | 建設部門 購買・積算担当                     |
| 常務執行役員 | 松 岡 政 明 | 関西都市開発部門担当                       |
| 常務執行役員 | 天 野 里 司 | 経営管理部門 人事担当                      |
| 常務執行役員 | 川 村 隆   | 関西建設部門 購買・積算担当                   |
| 常務執行役員 | 村 川 俊 之 | 建設部門 施工管理管掌                      |
| 常務執行役員 | 谷 信 弘   | 営業部門 第二・第三事業部担当                  |
| 執行役員   | 岡 田 裕   | 経営企画部門 広報 I R 担当                 |
| 執行役員   | 檜 岡 祥 之 | 経営企画部門 経営企画・海外事業・ I T ・ C R 推進担当 |
| 執行役員   | 吉 岡 毅   | 関西開発推進部門担当                       |
| 執行役員   | 山 田 義 明 | 経営管理部門 財務担当                      |
| 執行役員   | 山 本 三 里 | 建設部門 技術担当                        |
| 執行役員   | 河 本 順   | 関西営業部門 第一・第二事業部担当                |
| 執行役員   | 古 泉 正 人 | 関西建設部門 施工管理担当                    |
| 執行役員   | 高 橋 勝 英 | 都市開発部門 都市開発・住宅開発事業部担当            |
| 執行役員   | 奥 山 真 弘 | 営業企画部門 (東京) 担当 兼 都市開発部門管掌補佐      |

| 地 位  | 氏 名     | 担 当                         |
|------|---------|-----------------------------|
| 執行役員 | 亀 岡 護   | 営業企画部門（関西）担当 兼 関西都市開発部門管掌補佐 |
| 執行役員 | 今 川 信 夫 | 関西建設部門 技術担当                 |
| 執行役員 | 定 永 好 史 | 設計部門 エンジニアリング事業部長           |
| 執行役員 | 鶴 田 高 士 | 建設部門 第一・第二・第三施工統括部担当        |
| 執行役員 | 熊 野 聡   | 営業部門 第一事業部・横浜支店担当           |
| 執行役員 | 中 田 文 彦 | 関西設計部門 大阪エンジニアリング事業部長       |
| 執行役員 | 河 合 英 樹 | 都市開発部門 マンション再生事業部担当         |

11. 平成27年4月1日付にて山口徹が執行役員営業部門第一事業部長に就任しております。

12. 平成27年4月1日付にて下記取締役及び執行役員の地位又は担当を以下のとおり変更しております。

| 氏 名     | 変 更 前             | 変 更 後                        |
|---------|-------------------|------------------------------|
| 西 野 實   | 代表取締役専務執行役員       | 取締役専務執行役員                    |
| 村 塚 章 介 | 取締役専務執行役員         | 代表取締役専務執行役員                  |
| 吉 田 隆一郎 | 代表取締役常務執行役員       | 取締役常務執行役員                    |
| 谷 淳 一   | 関西営業部門・関西開発推進部門管掌 | 関西営業部門・関西開発推進部門管掌 兼 東海営業部門担当 |
| 天 野 里 司 | 経営管理部門 人事担当       | 経営管理部門 人事管掌 兼 総務・法務・リスク統括担当  |
| 谷 信 弘   | 営業部門 第二・第三事業部担当   | 営業部門 第一・第二・第三事業部・横浜支店担当      |
| 高 橋 勝 英 | 執行役員              | 常務執行役員                       |
| 熊 野 聡   | 営業部門 第一事業部・横浜支店担当 | 経営管理部門 人事担当                  |

## 3-2. 当事業年度に係る取締役、監査役ごとの報酬等の総額

| 区分  | 支給人数 | 報酬等の額        | 摘要 |
|-----|------|--------------|----|
| 取締役 | 15人  | 673,583,290円 |    |
| 監査役 | 7人   | 57,730,260円  |    |
| 計   | 22人  | 731,313,550円 |    |

(注) 上記報酬等の総額には、賞与引当金として計上した額187,000,000円(取締役187,000,000円)を含んでおります。

## 3-3. 各社外役員的主要活動状況

| 区分  | 氏名   | 主要活動状況                                                                                                                                  |
|-----|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 山本正堯 | 当期開催の取締役会16回全てに出席し、わが国の公職を歴任しての、建設不動産に対する高い見識と、民営化された道路会社の経営運営にあたった経営者、公益財団法人役員としての豊富な経験・実績をもって、中立的客観的立場で、必要に応じ、会社運営全般についての発言を行っております。  |
| 取締役 | 天野公平 | 当期開催の取締役会16回全てに出席し、消費者を対象としたビジネスの視点を持った企業経営者としての豊富な経験・実績をもって、中立的客観的立場で、必要に応じ、当社におけるストックビジネスの強化及びガバナンス体制の整備の経営方針ほか会社運営全般についての発言を行っております。 |
| 監査役 | 上條克彦 | 当期開催の取締役会16回、監査役会12回全てに出席し、大学教授としての専門的見地から、中立的客観的立場で、必要に応じ、主に会計・税務関連についての発言を行っております。                                                    |
| 監査役 | 福井義高 | 平成26年6月の定時株主総会において就任以来、当期開催の取締役会13回、監査役会10回全てに出席し、大学教授としての専門的見地から、中立的客観的立場で、必要に応じ、主に会計関連についての発言を行っております。                                |
| 監査役 | 磯田光男 | 平成26年6月の定時株主総会において就任以来、当期開催の取締役会13回、監査役会10回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、中立的客観的立場で、必要に応じ、主に法務関連についての発言を行っております。                                 |

### 3-4. 責任限定契約に関する事項

当社は、平成18年6月29日開催の第89期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

### 3-5. 当事業年度に係る社外役員の報酬等の総額

|                  | 支給人数 | 報酬等の額       | 当社の子会社からの<br>役員報酬等 |
|------------------|------|-------------|--------------------|
| 社外役員の報酬等<br>の総額等 | 7人   | 36,000,000円 | — 円                |

## IV. 会計監査人に関する事項

### 4-1. 氏名または名称

| 区 分   | 名 称         |              |
|-------|-------------|--------------|
| 会計監査人 | 新日本有限責任監査法人 | 平成19年6月28日就任 |

### 4-2. 会計監査人の報酬等の額

|   |                                     |              |
|---|-------------------------------------|--------------|
| ① | 報酬等の額                               | 91,000,000円  |
| ② | 当社及び当社子会社が支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 159,300,000円 |

当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

また、当社及び当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、会計指導、助言等についての対価を支払っております。

なお、当社の重要な子会社のうち、(株)HC綾瀬川住宅、(株)HC小金井住宅、(株)HC勝島町住宅及びHASEKO America, Inc.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査（会社法または金融商品取引法の規定によるものに限る）を受けております。

(注) 1. 「公認会計士または監査法人」には、外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者も含んでおります。

2. 「会社法または金融商品取引法」には、これらの法律に相当する外国の法令も含んでおります。

### 4-3. 解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

## V. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要（平成27年3月31日現在）

当社は、お客様本位の事業活動を通じて社会に貢献し、信頼を得ることを経営の基本方針とし、適正な業務執行のための体制を整備・運用していくことが経営の重要な責務であるとの認識のもと内部統制システムを構築しております。

### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業の存立と継続のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、「長谷工グループ行動規範」を制定し、全ての取締役、執行役員及び使用人が法令・定款の遵守はもとより、社会規範を尊重し、社会人としての良識と責任をもって行動するべく社会から信頼される経営体制の確立に努めます。また、コンプライアンスの向上にむけコンプライアンス室を設置し、社内規程に従いコンプライアンスの推進・教育を行うとともに、コンプライアンスに関する相談や法令違反行為等の通報のために内部通報制度を設け、社外を含めた窓口を設置しております。

また、社長直轄の監査部を設置し、社内規程に従い各部門における諸活動が法令、定款、会社の規程・方針等に適合し、妥当であるものかどうかを検討・評価し、その結果に基づき改善を行います。

加えて、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、これらの反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で組織的に対応します。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議での意思決定に係る記録並びに取締役及び執行役員が社内規程に基づき決裁した書類等、取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報を法令及び社内規程に基づき、文書に記載し又は電磁的方法により記録し、保存します。

また、取締役及び監査役が、常時、これらの文書等を閲覧できる体制を整備します。

### 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、業務執行責任の明確化、事業環境に適した業務執行体制の構築を目的に「執行役員制度」を導入し、執行機能の強化を進め、「取締役会」においては、経営の基本方針の決定、業務執行の監督の強化を進めることにより、経営の健全性と効率性を高めてまいります。

また、重要な取締役会決議事項についての事前審議を行い、また「取締役会」から授権された事項に関する意思決定を機動的に行う業務執行会議として「経営会議」「営業執行会議」「技術執行会議」を設置し、事前の審議を実施するとともに、経営環境及び会社の財政状態に適した決裁権限及び稟議決裁に関する社内規程の整備により、業務執行の効率化と監督機能の強化の両立に努めます。



加えて、全社並びに各営業部門における主要な数値目標を含む経営計画を策定し、各部門においては具体的な施策を立案し執行するとともに、「取締役会」及び「経営会議」「営業執行会議」「技術執行会議」における報告を通じてその進捗状況を定期的に確認しております。また、経営計画達成のため、取締役及び執行役員の職務分担及び責任を明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保します。

#### 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、様々なリスクに対して、リスク関連情報の収集に努め、リスクの大小や発生可能性に応じて、リスク発生の未然防止策や事前に適切な対応策を準備することにより、損失の発生を最小限にするべく、リスク統括部を中心に組織的な対応に取り組みます。

具体的には、経営企画部門及び経営管理部門の各セクションが連携をとりながら職務の役割に応じて業務執行状況をチェックする体制を整備し、更に、監査部によるチェック体制を整えます。業務執行の意思決定の記録となる稟議制度においては、電子稟議システムにより監査役及び経営企画部門並びに経営管理部門がその内容を常時閲覧、チェックできる体制を構築します。また、「取締役会」「経営会議」「営業執行会議」「技術執行会議」へ付議される案件のうち多数の部署が関わる案件、専門性の高い案件については、諮問会議・委員会を設けることで、事前の検証を十分に行うとともに、モニタリングが必要なものについては定期的な報告を義務付けております。

加えて、当社及びグループ全体のリスク管理体制の強化を目的として、社長を委員長とするリスク統括委員会を設置し、社内規程に基づき、リスクの横断的な収集、分析、評価、対応を行っていく体制を整備します。

#### 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社は、企業集団全体に対して定めた「長谷工グループ行動規範」に基づき、企業集団全体が一体となってコンプライアンス経営の確立に努めます。

子会社は、当社との連携・情報共有を行うことを基本とし、加えて、当該子会社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の特性を踏まえて、内部統制システムの整備を行います。

子会社は、各社での規程に従うほか、重要な事項については当社において定めた規程に従い、当社での稟議決裁又は取締役会での承認・報告を経ることにより、経営管理及びリスク管理の徹底を図ります。また、監査部は必要に応じて子会社についても内部監査の対象とします。

また、財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を整備します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
当社は、監査役の下に監査役室を設置し、監査役の職務を補助する使用人を配置します。  
また、監査役室に配置する使用人については、他部署との兼務とする場合においても、監査役の補助業務に関する指示・命令については、監査役から直接行える体制を整備するとともに、当該使用人の人事異動については、事前に常勤監査役に報告を行い、意見交換を行います。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
当社は、「経営会議」「営業執行会議」「技術執行会議」その他の重要な会議への出席、議事録の送付及び電子稟議システムの常時閲覧等により重要な事項について監査役に報告を行う体制を整備します。  
上記の他、取締役、執行役員及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告し、また、取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、監査役会に報告します。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
社長は、監査役と相互の意思疎通を図るため、定期的な意見交換を行います。  
監査部は、内部監査の計画及び結果の報告を監査役に対しても適宜行い、相互の連携を図ります。  
監査役会は、取締役会において年間の監査計画及び監査の重点事項を説明し、取締役の協力を求め、取締役はこれに応じます。

---

記載の金額は単位未満を四捨五入して表示しており、持株数は切り捨てて表示しております。  
I. 1-1. (2)「事業セグメント別の状況」に記載の売上高は、連結外部に対する売上高により表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

| 区 分              | 金 額            | 区 分                  | 金 額            |
|------------------|----------------|----------------------|----------------|
|                  | 百万円            |                      | 百万円            |
| <b>(資産の部)</b>    |                | <b>(負債の部)</b>        |                |
| <b>I流動資産</b>     | <b>380,841</b> | <b>I流動負債</b>         | <b>248,586</b> |
| 現金預金             | 134,187        | 支払手形・工事未払金等          | 127,082        |
| 受取手形・完成工事未収入金等   | 104,975        | 短期借入金                | 56,874         |
| 未成工事支出金等         | 6,790          | リース債務                | 865            |
| 販売用不動産           | 31,146         | 未払法人税等               | 2,562          |
| 不動産事業支出金         | 40,438         | 未成工事受入金              | 15,239         |
| 開発用不動産等          | 41,012         | 不動産事業受入金             | 8,031          |
| 繰延税金資産           | 9,386          | 完成工事補償引当金            | 3,253          |
| その他              | 13,002         | 工事損失引当金              | 328            |
| 貸倒引当金            | △ 94           | 賞与引当金                | 2,946          |
| <b>II固定資産</b>    | <b>96,073</b>  | 役員賞与引当金              | 187            |
| <b>1有形固定資産</b>   | <b>55,548</b>  | その他の負債               | 31,218         |
| 建物・構築物           | 19,070         | <b>II固定負債</b>        | <b>84,240</b>  |
| 機械・運搬具・工具器具備品    | 1,051          | 社債                   | 10,000         |
| 土地               | 30,227         | 長期借入金                | 56,296         |
| リース資産            | 4,468          | リース債務                | 4,210          |
| 建設仮勘定            | 731            | 退職給付に係る負債            | 562            |
| <b>2無形固定資産</b>   | <b>10,652</b>  | その他の負債               | 13,171         |
| 借地権              | 689            | <b>負債合計</b>          | <b>332,825</b> |
| のれん              | 8,931          |                      | 百万円            |
| その他              | 1,032          | <b>(純資産の部)</b>       |                |
| <b>3投資その他の資産</b> | <b>29,873</b>  | <b>I株主資本</b>         | <b>143,356</b> |
| 投資有価証券           | 15,458         | 1資本金                 | 57,500         |
| 長期貸付金            | 1,397          | 2資本剰余金               | 7,500          |
| 退職給付に係る資産        | 2,585          | 3利益剰余金               | 78,495         |
| 繰延税金資産           | 920            | 4自己株式                | △ 139          |
| その他              | 10,610         | <b>IIその他の包括利益累計額</b> | <b>471</b>     |
| 貸倒引当金            | △ 1,097        | 1 その他有価証券評価差額金       | 3,371          |
|                  |                | 2 為替換算調整勘定           | △ 2,546        |
|                  |                | 3 退職給付に係る調整累計額       | △ 353          |
|                  |                | <b>III少数株主持分</b>     | <b>261</b>     |
| <b>資産合計</b>      | <b>476,914</b> | <b>純資産合計</b>         | <b>144,089</b> |
|                  |                | <b>負債純資産合計</b>       | <b>476,914</b> |

## 連結損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

| 区 分            | 金     | 額       |
|----------------|-------|---------|
|                | 百万円   | 百万円     |
| I 売上高          |       | 642,167 |
| II 売上原価        |       | 563,230 |
| III 売上総利益      |       | 78,937  |
| IV 販売費及び一般管理費  |       | 36,239  |
| V 営業外収益        |       | 42,698  |
| 受取利息配当金        | 685   |         |
| 持分法投資利益        | 470   |         |
| その他            | 1,282 | 2,437   |
| VI 営業外費用       |       |         |
| 支払利息           | 2,379 |         |
| 一口ン付帯費用        | 773   |         |
| その他            | 94    | 3,246   |
| VII 特別利益       |       | 41,889  |
| 固定資産売却益        | 658   | 658     |
| VIII 特別損失      |       |         |
| 固定資産処分損失       | 53    |         |
| 減損損失           | 187   | 240     |
| 税金等調整前当期純利益    |       | 42,306  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 4,278 |         |
| 法人税等調整額        | 9,426 | 13,704  |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |       | 28,602  |
| 少数株主利益         |       | 60      |
| 当期純利益          |       | 28,542  |

**連結株主資本等変動計算書**(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

|                               | 株 主 資 本 |           |           |          |             |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|----------|-------------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
|                               | 百万円     | 百万円       | 百万円       | 百万円      | 百万円         |
| 平成26年4月1日残高                   | 57,500  | 7,500     | 63,764    | △ 132    | 128,632     |
| 会計方針の変更による累積的影響額              |         |           | 2,382     |          | 2,382       |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高             | 57,500  | 7,500     | 66,146    | △ 132    | 131,014     |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |           |           |          |             |
| 当期純利益                         |         |           | 28,542    |          | 28,542      |
| 剰余金の配当                        |         |           | △ 1,103   |          | △ 1,103     |
| 自己株式の取得                       |         |           |           | △ 15,098 | △ 15,098    |
| 自己株式の処分                       |         | 0         |           | 0        | 0           |
| 自己株式の消却                       |         | △ 15,091  |           | 15,091   | —           |
| 資本剰余金の填補                      |         | 15,091    | △ 15,091  |          | —           |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |           |           |          |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | —       | —         | 12,349    | △ 7      | 12,342      |
| 平成27年3月31日残高                  | 57,500  | 7,500     | 78,495    | △ 139    | 143,356     |

|                               | その他の包括利益累計額      |              |                      |                       | 少数株主分<br>持 | 純資産合計    |
|-------------------------------|------------------|--------------|----------------------|-----------------------|------------|----------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付<br>に係る<br>調整累計額 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |            |          |
|                               | 百万円              | 百万円          | 百万円                  | 百万円                   | 百万円        | 百万円      |
| 平成26年4月1日残高                   | 2,657            | △ 7,167      | △ 4,857              | △ 9,367               | 207        | 119,472  |
| 会計方針の変更による累積的影響額              |                  |              |                      |                       | 0          | 2,382    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高             | 2,657            | △ 7,167      | △ 4,857              | △ 9,367               | 207        | 121,855  |
| 連結会計年度中の変動額                   |                  |              |                      |                       |            |          |
| 当期純利益                         |                  |              |                      |                       |            | 28,542   |
| 剰余金の配当                        |                  |              |                      |                       |            | △ 1,103  |
| 自己株式の取得                       |                  |              |                      |                       |            | △ 15,098 |
| 自己株式の処分                       |                  |              |                      |                       |            | 0        |
| 自己株式の消却                       |                  |              |                      |                       |            | —        |
| 資本剰余金の填補                      |                  |              |                      |                       |            | —        |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 714              | 4,620        | 4,504                | 9,838                 | 53         | 9,892    |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 714              | 4,620        | 4,504                | 9,838                 | 53         | 22,234   |
| 平成27年3月31日残高                  | 3,371            | △ 2,546      | △ 353                | 471                   | 261        | 144,089  |

## 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

| 区 分               | 金 額            | 区 分                | 金 額            |
|-------------------|----------------|--------------------|----------------|
|                   | 百万円            |                    | 百万円            |
| <b>(資産の部)</b>     |                | <b>(負債の部)</b>      |                |
| <b>I 流動資産</b>     | <b>252,373</b> | <b>I 流動負債</b>      | <b>192,128</b> |
| 現金預金              | 82,286         | 支払手形               | 59,514         |
| 受取手形              | 19,055         | 工事未払金              | 45,580         |
| 完成工事未収入金          | 56,231         | 不動産事業未払金           | 868            |
| 不動産事業未収入金等        | 3,414          | 短期借入金              | 53,342         |
| 未成工事支出金           | 4,050          | — 借入債              | 28             |
| 販売用不動産            | 28,018         | 未払法人税等             | 1,423          |
| 不動産事業支出金          | 37,625         | 未成工事受入金            | 12,888         |
| 開発用不動産等           | 1,437          | 不動産事業受入金           | 7,899          |
| 繰延税金資産            | 8,612          | — 引当金              | 2,052          |
| その他の当金            | 11,679         | 完成工事補償引当金          | 2,829          |
| 貸倒引当金             | △ 36           | 工事損失引当金            | 328            |
| <b>II 固定資産</b>    | <b>110,646</b> | 与賞引当金              | 1,473          |
| <b>1 有形固定資産</b>   | <b>13,319</b>  | 役員との引当金            | 187            |
| 建物・構築物            | 3,460          | その他の負債             | 3,719          |
| 機械器具・備品           | 159            | <b>II 固定負債</b>     | <b>54,983</b>  |
| 工具器具・備品           | 248            | 社債                 | 10,000         |
| 土地                | 8,660          | 長期借入金              | 44,292         |
| リース資産             | 65             | — 借入債              | 41             |
| 建設仮勘定             | 728            | — の                | 650            |
| <b>2 無形固定資産</b>   | <b>359</b>     | <b>負債合計</b>        | <b>247,111</b> |
| 借地の権他             | 0              |                    | 百万円            |
| その他の資産            | 359            | <b>(純資産の部)</b>     |                |
| <b>3 投資その他の資産</b> | <b>96,968</b>  | <b>I 株主資本</b>      | <b>113,106</b> |
| 投資有価証券            | 8,936          | <b>1 資本金</b>       | <b>57,500</b>  |
| 関係会社株式            | 51,257         | <b>2 資本剰余金</b>     | <b>7,500</b>   |
| その他の関係会社有価証券      | 485            | 資本準備金              | 7,500          |
| 長期貸付金             | 28,841         | <b>3 利益剰余金</b>     | <b>48,244</b>  |
| 破産更生債権等           | 821            | 利益準備金              | 936            |
| 長期前払費用            | 118            | その他の利益剰余金          | 47,308         |
| 前払税金資産            | 1,548          | 繰越利益剰余金            | 47,308         |
| 繰延税金資産            | 1,491          | <b>4 自己株式</b>      | <b>△ 139</b>   |
| その他の当金            | 4,511          | <b>II 評価・換算差額等</b> | <b>2,803</b>   |
| 貸倒引当金             | △ 1,038        | その他有価証券評価差額金       | 2,803          |
| <b>資産合計</b>       | <b>363,019</b> | <b>純資産合計</b>       | <b>115,908</b> |
|                   |                | <b>負債純資産合計</b>     | <b>363,019</b> |

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

| 区 分                        | 金       | 額       |
|----------------------------|---------|---------|
| <b>I 売上高</b>               | 百万円     | 百万円     |
| 完成工事 高                     | 368,862 |         |
| 成務計 受監 工託理 事 上 高           | 5,161   |         |
| 設 室 動 營産 業売 収上 高           | 11,420  |         |
| 貸 不 動 産 売 上 高              | 1,237   |         |
|                            | 73,512  | 460,193 |
| <b>II 売上価</b>              |         |         |
| 完成工事 原 原 価                 | 331,050 |         |
| 設 室 動 産 売 上 原 原 価          | 2,046   |         |
| 貸 不 動 産 売 上 原 原 価          | 4,515   |         |
|                            | 725     |         |
|                            | 69,929  | 408,266 |
| <b>III 売上利益</b>            |         |         |
| 完成工事 総 利 益                 | 37,812  |         |
| 設 室 動 産 売 上 総 利 益          | 3,115   |         |
| 貸 不 動 産 売 上 総 利 益          | 6,905   |         |
|                            | 512     |         |
|                            | 3,583   | 51,927  |
| <b>IV 営業外収益</b>            |         |         |
| 販売費及び一般管理費 益               |         | 17,871  |
| 営業外 及び配当 金他 益              | 2,625   | 34,056  |
| 受そ 業 外 費 用                 | 886     | 3,511   |
| 営業 業 外 費 用                 | 2,022   |         |
| 支口そ 業 外 費 用                | 748     |         |
| 経 業 外 費 用                  | 83      | 2,853   |
| <b>VI 特別損失</b>             |         |         |
| 特 定 別 資 産 除 却 損 失          | 20      |         |
| 固 減 前 住 民 税 及 び 事 業 税 額 益  | 2       | 22      |
| 税法 引 前 住 民 税 及 び 事 業 税 額 益 | 969     | 34,693  |
| 法 人 税 人 等 純 利              | 9,263   | 10,232  |
| 当 期 純 利                    |         | 24,460  |



## 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

|                         | 株 主 資 本 |           |           |           |         |           |           |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|
|                         | 資 本 金   | 資 本       |           | 剰 余 金     |         | 利 益 剰 余 金 |           |
|                         |         | 資 準 備 本 金 | そ の 他 本 金 | 資 剰 余 金 計 | 利 準 備 金 | 益 剰 余 金   | 利 剰 余 金 計 |
|                         | 百万円     | 百万円       | 百万円       | 百万円       | 百万円     | 百万円       | 百万円       |
| 平成26年4月1日残高             | 57,500  | 7,500     | —         | 7,500     | 826     | 37,706    | 38,532    |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |         |           |           |           |         | 1,446     | 1,446     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 57,500  | 7,500     | —         | 7,500     | 826     | 39,152    | 39,977    |
| 事業年度中の変動額               |         |           |           |           |         |           |           |
| 当期純利益                   |         |           |           |           |         | 24,460    | 24,460    |
| 剰余金の配当                  |         |           |           |           |         | △ 1,103   | △ 1,103   |
| 剰余金の配当に伴う積立て            |         |           |           |           | 110     | △ 110     | —         |
| 自己株式の取得                 |         |           |           |           |         |           |           |
| 自己株式の処分                 |         |           | 0         | 0         |         |           |           |
| 自己株式の消却                 |         |           | △ 15,091  | △ 15,091  |         |           |           |
| その他資本剰余金の填補             |         |           | 15,091    | 15,091    |         | △ 15,091  | △ 15,091  |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |           |           |           |         |           |           |
| 事業年度中の変動額合計             | —       | —         | —         | —         | 110     | 8,157     | 8,267     |
| 平成27年3月31日残高            | 57,500  | 7,500     | —         | 7,500     | 936     | 47,308    | 48,244    |

|                                                | 株 主 資 本  |                  | 評 価 ・ 換 算 等<br>差 額      | 純 資 産 合 計 |
|------------------------------------------------|----------|------------------|-------------------------|-----------|
|                                                | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 計<br>合 計 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 |           |
| 平 成 2 6 年 4 月 1 日 残 高                          | △ 132    | 103,400          | 2,287                   | 105,687   |
| 会計方針の変更による累積的影響額                               |          | 1,446            |                         | 1,446     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高                              | △ 132    | 104,846          | 2,287                   | 107,133   |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額                              |          |                  |                         |           |
| 当 期 純 利 益                                      |          | 24,460           |                         | 24,460    |
| 剰 余 金 の 配 当                                    |          | △ 1,103          |                         | △ 1,103   |
| 剰余金の配当に伴う積立て                                   |          | —                |                         | —         |
| 自 己 株 式 の 取 得                                  | △ 15,098 | △ 15,098         |                         | △ 15,098  |
| 自 己 株 式 の 処 分                                  | 0        | 0                |                         | 0         |
| 自 己 株 式 の 消 却                                  | 15,091   | —                |                         | —         |
| そ の 他 資 本 剰 余 金 の 填 補                          |          | —                |                         | —         |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額) |          |                  | 516                     | 516       |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計                          | △ 7      | 8,260            | 516                     | 8,776     |
| 平 成 2 7 年 3 月 3 1 日 残 高                        | △ 139    | 113,106          | 2,803                   | 115,908   |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社長谷工コーポレーション  
取締役会御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 科 博 文 ㊞  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 石 田 勝 也 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社長谷工コーポレーションの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社長谷工コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社及びその子会社である不二建設株式会社は、平成27年4月23日開催の取締役会において、総合地所株式会社の全株式を取得し、子会社化することについて決議のうえ、同日付けで株式譲渡契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社長谷工コーポレーション  
取締役会御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 科 博 文 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 田 勝 也 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社長谷工コーポレーションの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等の監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、親子会社合同の重要な会議に出席するほか、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、監査役会を毎月定期的に開催し、各監査役が行った監査の結果を他の監査役に伝え、意見を交換するとともに、情報の共有に努めました。また、監査役による調査あるいは監査活動の結果については、必要に応じ、各取締役や各部門の責任者に対し意見を伝えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

会計監査に関しましては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥は無い旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月12日

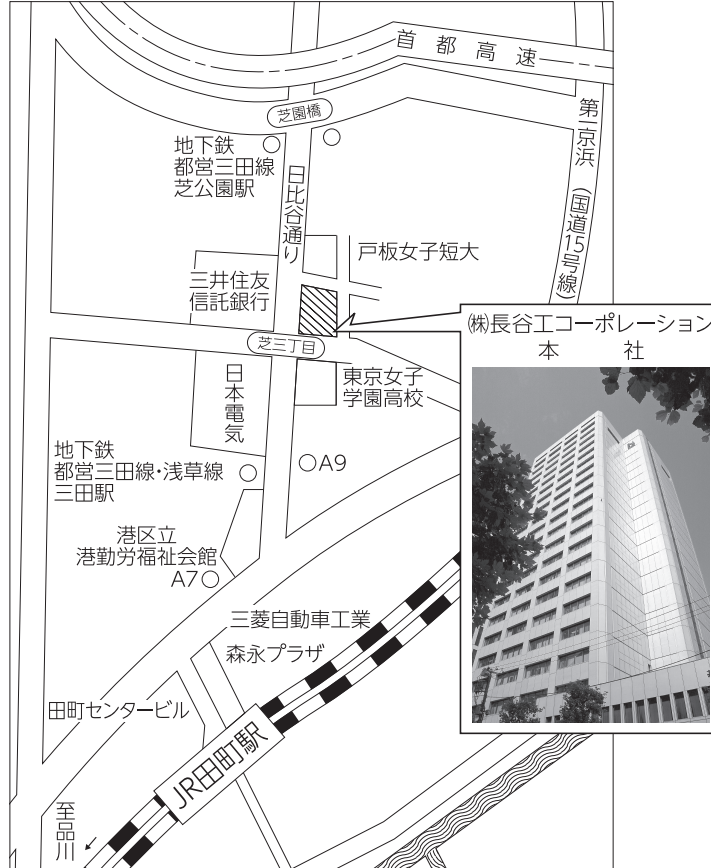
株式会社 長谷工コーポレーション 監査役会

|            |       |   |
|------------|-------|---|
| 常勤監査役      | 小島 昭男 | ㊟ |
| 常勤監査役      | 鈴木 幸一 | ㊟ |
| 監査役(社外監査役) | 上條 克彦 | ㊟ |
| 監査役(社外監査役) | 福井 義高 | ㊟ |
| 監査役(社外監査役) | 磯田 光男 | ㊟ |

以上

# 株主総会会場ご案内

東京都港区芝二丁目32番1号  
株式会社 長谷工コーポレーション 本社ホール



**J R 線** 田町駅三田口(西口)から徒歩約7分  
**地下鉄** 三田駅出口A9(都営三田線)、A7(都営浅草線)  
から徒歩約4分

**お問合せ先 法務部 ☎ 03-3456-4730**

節電への対応について  
当社は、節電への対応として、株主総会会場の空調温度の設定を高めに変更させていただきます。株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席下さい。